

お知らせ

~ information ~

公的年金等の 源泉徴収票が 交付されます

老齢給付の受給者に送付

国民年金、厚生年金保険および共済組合などから支給される公的年金等については、所得税法上「雑所得」とみなされ、所得税が課せられます。

しかし、国民年金法等において、障害もしくは死亡を支給事由とする年金については課税しないこととなっているため、老齢もしくは退職を支給事由とする年金についてのみ課税されます。

公的年金等の支払者（厚生労働省・各共済組合）は、所得税が老齢年金等から源泉徴収されたか否かにかかわらず、老齢年金等を受けている方々全員に「公的年金等の源泉徴収票」を作成し、その年の翌年一月三十一日までに交付されます。

このため、厚生労働省から委託された日本年金機構では、国民年金、厚生年金保険の対象となる年金受給者の方々に平成

二十一年分の源泉徴収票を作成し、平成二十二年一月末日までに届くよう、平成二十二年一月十五日から順次送付されます。

源泉徴収票に記載されている事項は、その年の一年間に支払われた年金の総額、社会保険料の金額（介護保険料額、国民健康保険料および長寿医療保険料）、源泉徴収税額および控除内容となっています。

なお、六十五歳未満で年金の支払額が一〇八万円に満たない方と、六十五歳以上で年金の支払額が一五八万円に満たない方については、所得税が源泉徴収されません。

確定申告の際に必要

二つ以上の年金の支払者に扶養親族等申告書を提出している方や、年金以外に給与等の所得がある方、または公的年金等の雑所得の合計額が各種所得控除の合計額を超える方などは、確定申告（平成二十二年二月十六日～三月十五日までに、住所地を管轄する税務署で受付）を行うこととなります。この源泉徴収票は、その際に、添付書類として必要となりますので大切に保管してください。

なお、老齢年金等から特別徴収されていない介護保険料などの社会保険料がある場合は、確定申告を行い、所得税の課不足分を精算することになります。

万一、源泉徴収票を紛失された場合や未着の場合等には、日本年金機構のコールセンター（ねんきんダイヤル）において源泉徴収票の再交付の受付を行っています。

【電話番号】

〇五七〇一〇五一一一六五

※IP電話・PHSからは、〇三六七〇〇一一一六五にお電話ください。

【受付時間】

・月～金曜日 八時三十分～十七時十五分

ただし月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は十九時まで受付けています。

・第二土曜日 九時三十分～十六時
※日曜と第二を除く土曜日、祝日はご利用いただけません。

また、来訪による源泉徴収票の再交付の受付、その他の年金相談については、年金事務所および年金相談センターで受付けています。お問い合わせ等の際は、年金証書の基礎年金番号・年金コードをご用意ください。

■詳しくは、

日本年金機構 むつ事務所（二二一四九四七）

または役場村民生活課
福祉グループ（三五五三一一）へ
お問い合わせください。

1000万人の保険 小さな掛金・大きな補償

スポーツ安全保険 (傷害保険+賠償責任保険+共済見舞金)

スポーツ・文化・ボランティア活動などの団体活動に最適な保険です

* 5名以上の団体でご加入ください

対象となる事故	●団体活動中の事故 ●往復中の事故（自動車事故による賠償責任は適用となりません）
保 険 期 間	平成22年 4月 1日 午前0時～平成23年 3月31日 午後12時まで ※平成22年 4月 1日以降に申込みを行った場合は、加入手続きを行った翌日午前0時～となります。
掛 金	1人年額600円～9,000円（団体の活動内容・年齢構成などによって異なります）

財団法人スポーツ安全協会青森県支部

〒038-0021 青森市安田近野234-7 財団法人青森県体育協会内

☎017-782-6984（電話受付時間は平日午前9時00分から午後5時00分まで）

※詳しくは、ホームページをご覧ください。http://www.sportsanzen.org